平成２１年（フ）第２２５号
北海道小樽市望洋台２丁目28番８号、前住所北海道小樽市新光５丁目13番12号　ビックウエストⅠ
債務者　中田　喜江
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２６３号
北海道苫小牧市東開町６丁目１番58号　コーポＪＵＮ103
債務者　斉藤　　靖
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２２２号
盛岡市高松１丁目19番12号、住民票上の住所盛岡市名須川町12番15号
債務者　陳岡志津子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５９６号
岩手県八幡平市下の田38番地５
債務者　佐藤　吉弘
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７２２号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字牡丹野145番地７
債務者　生内　香聖
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７３１号
盛岡市乙部２地割127番地１　ハイツエチュードＢ102号
債務者　宮野　久美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７３４号
盛岡市仙北３丁目５番１―406号
債務者　岩崎　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３２６号
福島県伊達市保原町上保原字寺前26番地７
債務者　吉本　昭義
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３４３号
福島市瀬上町字桜町３丁目３番地の13
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第６２４号
茨城県常陸太田市岡田町1731番地の３
債務者　関　　和司
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６３８号
茨城県那珂郡東海村村松北１丁目10番６号
債務者　永山　隆一
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６４０号
茨城県ひたちなか市大字津田1887番地の31
債務者　小川　朋香
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２６５号
千葉県成田市囲護台1251番地30
債務者　井上　正信
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３７４号
千葉県富里市立沢新田82番地50
債務者　奥山千代枝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３７９号
千葉県四街道市大日315番地３
債務者　今関　常久
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３８０号
千葉県四街道市美しが丘１丁目34番１号　第２ティファニーハイツ101
債務者　對馬　　巌
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３８２号
千葉県印旛郡酒々井町上本佐倉１丁目６番13
債務者　伊藤　泰三
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第６２６号
千葉県我孫子市布佐平和台１丁目３番706号
債務者　福嶋　君枝
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部